

## 第61回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和3年7月29日（木）

### 1 議 題

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の適用に関する要請について

(案)

令和3年7月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長  
内閣総理大臣 菅 義偉 殿

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
埼玉県知事 大野 元裕  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
千葉県知事 熊谷 俊人  
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長  
神奈川県知事 黒岩 祐治

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
緊急事態宣言の適用に関する要請について

埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏の3県では、7月12日から、まん延防止等重点措置が4度目の延長となり、飲食店への時短要請や酒類の提供制限、外出自粛要請などの重点措置を行ってきました。

しかし、新規感染者は高止まりから増加傾向となり、ここ数日、急増に転じ、3県ともにステージⅣの基準を超えました。

現在の感染拡大は、人流の増加に加え、感染力が強いデルタ株が拍車をかけていると思われ、今年初めの緊急事態宣言に匹敵するほど急速です。

また、療養者や入院患者が増加し、搬送調整は極めて厳しくなっており、いずれ病床をひっ迫することが強く危惧される状況です。

重症者数はまだ多くはありませんが、酸素投与を必要とする中等症以上の患者数は増加傾向であり、このまま新規感染者数の増加が続くと、これらの患者の更なる増加が見込まれ、病床のひっ迫につながります。

さらには、夏休みやお盆休みによる人流の一層の増加も懸念されます。

こうした状況に歯止めをかけるためには、首都圏全体で、警戒のレベルを最大限に高め、現在のまん延防止等重点措置よりも強い措置を講じて、人流の増加を抑え、新規感染者の発生を抑制することが必要です。

については、現在、東京都に適用している、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を、首都圏の3県に適用するよう要請します。

なお、期間については、1か月程度とし、宣言の発令に当たっては、ワクチンの接種率など宣言解除の目安を示していただきますよう要望します。